



府政政調第54号-1
2 教参学第19号
令和3年2月2日

各都道府県・指定都市教育委員会青少年教育事務主管課長
各都道府県青少年教育事務主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人担当部課長

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(青少年環境整備担当)
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
(公印省略)

青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットの活用推進について(依頼)

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

青少年を取り巻くインターネット環境は日々変化しており、SNSに起因する児童ポルノや児童買春等の青少年の犯罪被害は増加傾向にあり、令和元年は過去最多となっております。

政府としては、平成30年7月27日に決定した「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、学校等を通じて「青少年の保護者に対する周知・啓蒙活動を推進」することとしております。

こうした状況を踏まえ、内閣府において、文部科学省等の関係省庁と連携し、主として小学校高学年から中学校の児童・生徒の保護者に向けたリーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、自分専用のスマートフォンを持ち出す年代の子供を持つ保護者の悩みに対して、4つの大切なポイントとして「長時間利用の中身に着目」「オンラインゲームで起きているトラブルとは」「SNSで誹謗中傷、いじめ」「写真・動画の安易な投稿が危険を招く」についての解説、フィルタリングの活用や家庭でのルール作りなどを紹介しているものです。

貴職におかれましては、本リーフレットを管内でのオンラインを含む研修会や会議等で配布することにより、特に適切なインターネット利用について啓発が必要な保護者に対して、この問題の重要性が伝わるよう積極的に活用いただくとともに、必要に応じて、各都道府県教育委員会青少年教育事務主管課におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会青少年教育事務主管課におかれては、所管の学校に対して、各都道府県青少年教育事務主管課におかれては、所轄の学校に対して、附属学校を置く国立大学法人においてはその管下の学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

なお、本リーフレットは、印刷部数に限りがあることから、送付につきましては各教育委員会は300部、各都道府県青少年教育事務主管課及び各国立大学法人は150部のみとなりますが、電子媒体は内閣府ホームページ(注)に掲載しておりますのでダウンロードし、御活用ください。

注：https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html



リーフレット掲載ページ QRコード

(本件問い合わせ先)

内閣府政策統括官(政策調整担当) 付

青少年環境整備担当 03-5253-2111 (内線 38259)